「神奈川県立煤ケ谷診療所条例施行規則の一部を改正する規則（案）」について

１　改正の趣旨

煤ケ谷診療所の診療を行わない日に「土曜日」を追加

２　改正の背景

○現在、煤ケ谷診療所は週６日運営しているが、煤ケ谷診療所を利用する患者が年々減少傾向にあり、医療需要予測でも減少傾向となっている。

○土曜日勤務は、職員の負担が大きく、また非常勤看護師の採用も困難になるため、診療日を見直し、働きやすい職場環境整備を行う。

上記の理由から土曜日を診療しない日とするための所要の改正を行う。

３　改正内容

規則第５条第１項第２号に土曜日を追加する。

（診療の受付時間等） 第５条　診療所の診療の受付時間は、次に掲げる日を除く日の所長が定める時間とする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （１）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 （２）　日曜日及び土曜日 （３）　１月２日、同月３日及び12月29日から同月31日まで ２　所長は、前項の時間を定めるに当たつては、知事の承認を受けなければならない。 ３　第１項の受付時間は、診療を受け付ける場所に掲示するものとする。

４　施行日

令和９年４月１日